

防衛省



番号	制度名
防衛省	
防衛01	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置
防衛02	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、サイバーセキュリティ体制を強化する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 「保護すべき情報（注意等）」を取り扱う防衛産業各社に対しては、国際標準規格（ISO27001）を踏まえた「情報セキュリティ基準」によるセキュリティ対策を、防衛省との契約の特約として義務付けてきたところ。サイバーセキュリティ体制を強化するため、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）により、一層厳格な「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を定めたが、防衛産業各社が、全社的なセキュリティ対策として、この基準に適合するセキュリティ器材等の設備投資を行い、その年間投資額が65億円に到達することが、達成すべき水準である。</p> <p>② 個々の企業のセキュリティ設備の換装時期及び財務状況、社会全体の経済状況により、防衛産業各社の設備投資のタイミングは異なるため、①の水準を3年間全体で達成することを最終年度における目標とする。（特別控除の対象額：65億円×3年間＝195億円）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p>																														
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 税目については、以下のとおりである。（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>32,500</td> <td>32,500</td> <td>32,500</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3,348</td> <td>3,348</td> <td>3,348</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,060</td> <td>1,060</td> <td>1,060</td> </tr> </tbody> </table>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	法人税	0	0	32,500	32,500	32,500	地方法人税	0	0	3,348	3,348	3,348	法人住民税	0	0	0	0	0	法人事業税	0	0	1,060	1,060	1,060
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)																									
法人税	0	0	32,500	32,500	32,500																									
地方法人税	0	0	3,348	3,348	3,348																									
法人住民税	0	0	0	0	0																									
法人事業税	0	0	1,060	1,060	1,060																									

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、サイバーセキュリティ体制を強化することが、達成目標であり、その効果は、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がることとしている。これを換言すれば、防衛産業に対するサイバー攻撃被害の低減、不正アクセスの低減といったものがその効果の表現として考えられるが、事柄の性質上及び攻撃者側のサイバー技術が日進月歩なものであることから、定量的に予測することは困難である。</p> <p>しかしながら、本特例措置の年間減収額3.25億円により、防衛産業各社において、現行の基準よりも一層厳格な基準に適合したサイバーセキュリティ対策として、20倍ものレバレッジを効かせて65億円もの設備投資を誘発できるならば、その分だけは、装備品等の安全性・信頼性の向上及びその安定的な供給の確保に寄与していることは間違いない。よって、当該65億円（1社あたり1,000万円の設備投資があると仮定すれば、適用件数は650社/年）の設備投資額をもって、その定量的な効果とするのが適切である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「当該65億円（1社あたり1,000万円の設備投資があると仮定すれば、適用件数は650社/年）の設備投資額をもって、その定量的な効果とするのが適切である」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「サイバーセキュリティ強化支援のための補助金」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、セキュリティ対策の手薄な民生部門から社内ネットワークを介して防衛部門にサイバー攻撃が行われる事例が生じていることを踏まえ、防衛産業各社の防衛部門と連接する民生部門のシステムも含んだ全社的なセキュリティ対策を促進するものであるが、防衛以外の一般の製品を生産する民生部門に係るサイバーセキュリティの強化費用を、防衛省との装備品等調達の契約代価として負担すべきものは整理し難い。他方、本特例措置は、税法上の要件を満たしさえすれば、防衛部門に影響する民生部門を含んだ全社的なセキュリティ対策に係る設備投資を企業自らが促進するインセンティブとなり得るため、政策手段として妥当といえる。</p> <p>② 税制控除については、企業規模を問わず、要件に合う企業は全て控除の適用を可能とする。他方で、経営体力が十分でない企業については、設備投資のための借入を行う等キャッシュフロー上、負担が大きい。そのため、補助金については、そのような企業の救済措置として、要件を満たす中小企業のセキュリティ対策に対象を限定する仕組みで検討中である。なお、当該設備投資について、補助金と税制控除の相互の重複はさせない予定。</p>

## 【点検結果】

- ① 「防需以外の一般の製品を生産する民生部門に係るサイバーセキュリティの強化費用を、防衛省との装備品等調達契約代価として負担すべきものとは整理し難い。他方、本特例措置は、税法上の要件を満たしさえすれば、防衛部門に影響する民生部門を含んだ全社的なセキュリティ対策に係る設備投資を企業自らが促進するインセンティブとなり得るため」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(5)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
	②: 上記以外の税目	—
3	要区分等の別	【新設】・拡充・延長 【単独】・主管・共管
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化に資するものとして、一定の要件を満たすことについて、防衛大臣が認める設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額からの設備投資費の特別控除(5%)、又は当該資産に係る特別償却(30%)を可能とする特例を新設。 《関係条項》 —
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和5年4月～令和8年3月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制を強化し、安全性・信頼性の高い装備品等の安定的な供給を確保することによって自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと。 《政策目的の根拠》 1 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)第3章の1の(1) 2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅳの3の(5) 3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの2の(5) 別紙第1参照
		② 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画についてに規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照 基本目標: ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国に

		<p>とって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野: 我が国自身の防衛体制の強化 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 施策: 産業基盤の強靱化</p>																								
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自衛隊の運用する装備品等の開発、製造、維持整備等は、契約に基づき民間事業者(防衛産業)が行っているところ。近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、特に、不正アクセスによる情報窃取等の攻撃が、対策の手薄な海外拠点等を経由して行われる傾向にある。このため、防衛省は、装備品等の調達に当たって事業者を求める基準として「防衛産業サイバーセキュリティ基準」(令和4年)を定め、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化を推進しているところ。日々その態様を変えるサイバー攻撃に迅速かつ的確に対処するためには、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取るることについて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。 かかる観点から、防衛産業に対して、サイバーセキュリティ体制の強化に資する設備投資についての税制上のインセンティブを設けることによって、装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、もってサイバーセキュリティ体制を強化する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自衛隊は装備品等を運用して初めてその能力を発揮することが可能となる事実を踏まえれば、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制が強化されることは、装備品等の安全性・信頼性とその供給の安定性を向上することから、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与する。</p>																								
10	有効性等	<p>①: 適用数 (新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和3 (2021)</td> <td>令和4 (2022)</td> <td>令和5 (2023)</td> <td>令和6 (2024)</td> <td>令和7 (2025)</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>650</td> <td>650</td> <td>650</td> </tr> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p> <p>②: 適用額 (新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和3 (2021)</td> <td>令和4 (2022)</td> <td>令和5 (2023)</td> <td>令和6 (2024)</td> <td>令和7 (2025)</td> </tr> <tr> <td>金額 (億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	件数	0	0	650	650	650		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	金額 (億円)	0	0	65	65	65
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)																					
件数	0	0	650	650	650																					
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)																					
金額 (億円)	0	0	65	65	65																					

	③: 減収額	(新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額 (億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3.25</td> <td>3.25</td> <td>3.25</td> </tr> </tbody> </table>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	金額 (億円)	0	0	3.25	3.25	3.25
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)							
金額 (億円)	0	0	3.25	3.25	3.25									
※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。														
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本件措置を講ずることにより、防衛産業において、令和5年度以降、対象額の規模(検討中)により、サイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資に対するインセンティブが生じ、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものと期待される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本件措置が講じられなかった場合、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための取組が十分になされず、サイバー攻撃に対する脆弱性が残置されてしまうことが考えられる。その結果として、近年、毎年度約2兆円もの国費を投じて調達している装備品等が供給されなくなる、又は機能・性能が損なわれ、その運用に支障をきたす事態が生じるおそれがある。</p>												
		<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>本件措置を講ずることにより、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資が促進されることから、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するから、税収減を是認する効果があるといえる。</p>												
1 1	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	サイバー攻撃は、日々その手法が高度化・巧妙化するものであって、これによる被害を防ぐためには、対策を継続的に更新していく必要がある。本件措置は、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制を強化するための設備投資を長期にわたり持続的に促進するものであるとともに、その対象は、必要な基準に適合する設備投資を行うことについて、防衛大臣が認める事業者に限られていることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。											
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	令和5年度予算概算要求において、以下の予算要求を検討中。 ○ サイバーセキュリティ強化支援のための補助金 (検討中)											
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本件措置に応じて地方公共団体からの協力を受ける内容は無い。											

1 2	有識者の見解	特例適用企業等の範囲の明確化を含め、企業にとって防衛省との取引を行うことへのインセンティブとなるような方向での検討を期待する。
1 3	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

別紙第 1

1 経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）

（ 令和 4 年 6 月 7 日  
閣 議 決 定 ）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。（中略）

装備品の取得に関し、国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点を一層重視するとともに、基盤強化のために装備移転に係る見直しを含めた所要の制度整備を行うなど、より踏み込んだ取組を検討する。

質の高い自衛隊員の十分な確保や処遇改善等を通じて人的基盤を強化するとともに、在日米軍再編及び基地対策の推進等を図る。

こうした様々な取組を積み上げ、将来にわたり我が国を守り抜く防衛力を構築する。

（以下略）

2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 について(抄)

（ 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日  
国家 安全 保障 会 議 決 定  
閣 議 決 定 ）

IV 防衛力強化に当たっての優先事項

3 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(5) 産業基盤の強靱化

我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。

（以下略）

3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について（抄）

（ 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日  
国家 安全 保障 会 議 決 定  
閣 議 決 定 ）

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(5) 産業基盤の強靱化

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化す

るため、競争環境に乏しい我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府として主体的な取組を推進する。

（中略）

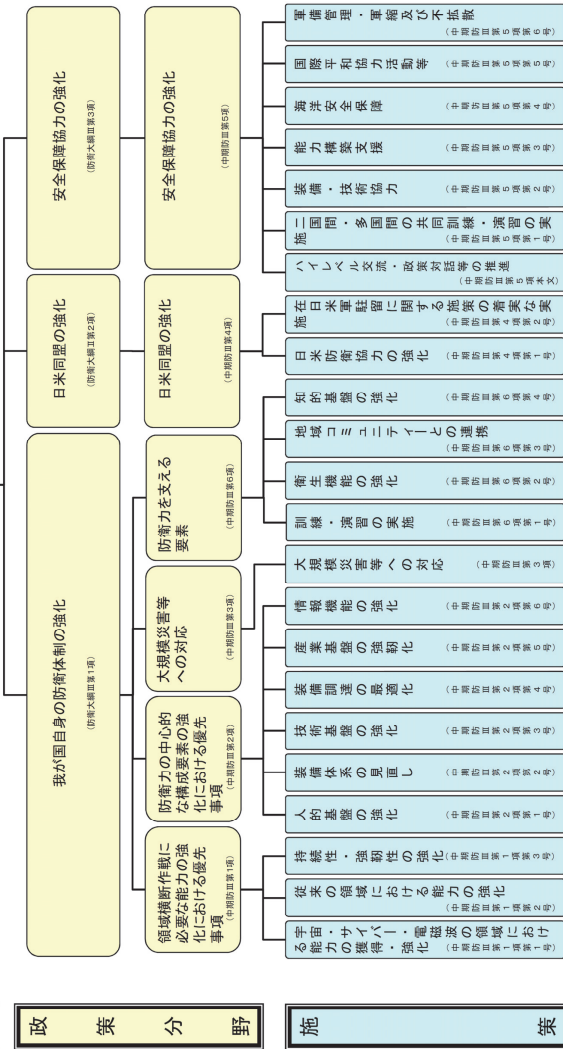
我が国の防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。

（以下略）



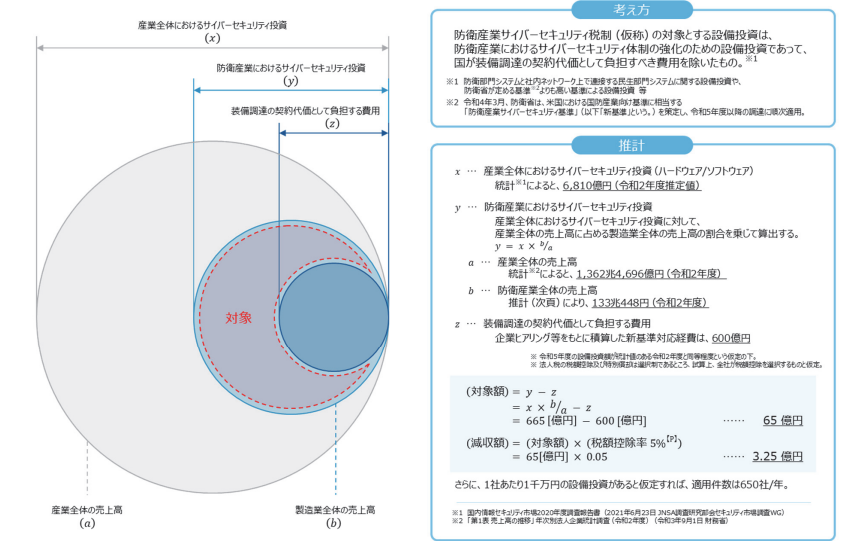
防衛省の政策評価における政策体系

- ① 平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出
- ② 我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手と認識させ、脅威が及ぶことを抑止
- ③ 万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化

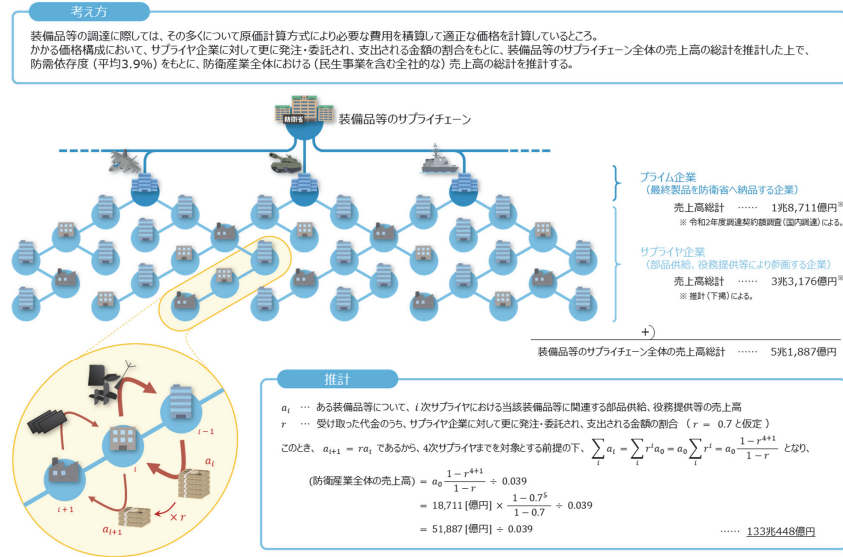


注1 本体系において「防衛大綱」とは、平成31年度以降に定める防衛計画の大綱について(平成30年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)「別紙決定」別紙をいうものとする。  
 注2 本体系において「中期防衛」とは、中期防衛計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)「別紙決定」別紙をいうものとする。

防衛産業サイバーセキュリティ税制(仮称)の対象額・減収額の推計について



防衛産業全体の売上高の推計について



点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度及び2年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 政策評価を行うにあたり、財務省から適用状況を細分化した適用実態調査情報の提供を受けており、その適用数を記載したものである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 政策評価を行うにあたり、財務省から適用状況を細分化した適用実態調査情報の提供を受けており、その減収額を記載したものである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末時点で移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する。以下同じ。）に対する過去の効果について、「本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事業の移転促進のために本特例措置は必要である」と説明されているが、適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【防衛省の補足説明】	② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果の説明が不十分である。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【点検結果】	① 令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。 移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している。 ② アンケートの結果から、令和2年度から令和4年度の適用数（62戸、29.5ha）のうち約83%（51戸、24.5ha）が、本特例措置がなかった場合と比較した増加分であると考えられる。
【点検結果】	① 「移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果

が把握されていないため、この点を課題とする。

【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転等を実施する。以下同じ。）に対する将来の効果について、「本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事案の移転促進のために本特例措置は必要である」と説明されているが、適用数3件（令和4年度）、5件（令和5年度）、5件（令和6年度）及び6件（令和7年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果の説明が不十分である。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【防衛省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。</p> <p>移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している。</p> <p>② アンケートの結果から、令和5年度から令和7年度の適用数（51戸、29.1ha）のうち約83%（42戸、24.2ha）が、本特例措置がなかった場合と比較した増加分であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係者だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、法人税の適用数は所得税の適用数と違って僅少となっているものの、達成目標の実現に寄与している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税2) (法人住民税、法人事業税：義) (自動連動)
	② 上記以外の税目	(所得税：外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>租税特別措置等の内容</p> <p>1 概要</p> <p>防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>2 控除の内容</p> <p>事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の70%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税される等の特例措置である。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>(法人税)</p> <p>措置の適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>(所得税)</p> <p>措置の適用期限を3年間延長し、令和8年12月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>(法人税) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の7、第65条の8、第65条の9</p>

		(所得税)同法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
5	担当部局	防衛省地方協力局地域社会協力総括課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和元年度～7年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>昭和50年度 延長（5年間）</p> <p>昭和55年度 延長（5年間）</p> <p>昭和60年度 延長（5年間）</p> <p>縮減（圧縮割合を80%に引下げ）</p> <p>平成2年度 延長（1年間）</p> <p>平成3年度 延長（5年間）</p> <p>平成8年度 延長（5年間）</p> <p>平成13年度 延長（5年間）</p> <p>平成18年度 延長（5年間）</p> <p>平成23年度 延長（3年間）</p> <p>平成26年度 延長（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。</li> <li>土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。</li> </ul> <p>平成29年度 延長（3年間）</p> <p>令和2年度 延長（3年間）</p> <p>縮減（圧縮割合を70%に引下げ）</p>
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税)令和5年4月1日～8年3月31日 (所得税)令和6年1月1日～8年12月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 環境整備法第1条及び第5条</p> <p>2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲ及びⅥの3</p> <p>3 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について（平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲの6の（3）</p> <p>別紙第1参照</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防衛省(防)第154号。31.3.29）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>別紙第2参照</p>



		<p>基本目標：①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素</p> <p>施策：地域コミュニティとの連携</p>																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転等を実施する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>																																																								
有効性等	① 適用数	<p>○適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>人 建物(戸)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>税 土地(ha)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.02</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>所 件数(件)</td> <td>60</td> <td>36</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>53</td> <td>36</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>得 建物(戸)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>税 土地(ha)</td> <td>16.1</td> <td>7.8</td> <td>13.9</td> <td>7.7</td> <td>8.2</td> <td>6.8</td> <td>12.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込み 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成 3 算定根拠については、別紙第3-1～7参照</p>	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7	法 件数(件)	0	0	2	3	5	5	3	人 建物(戸)	0	0	2	4	4	4	2	税 土地(ha)	0	0	0.02	0.1	0.3	0.7	0.7	所 件数(件)	60	36	47	47	53	36	50	得 建物(戸)	6	11	24	21	22	3	16	税 土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.7	8.2	6.8	12.4
	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7																																																		
法 件数(件)	0	0	2	3	5	5	3																																																			
人 建物(戸)	0	0	2	4	4	4	2																																																			
税 土地(ha)	0	0	0.02	0.1	0.3	0.7	0.7																																																			
所 件数(件)	60	36	47	47	53	36	50																																																			
得 建物(戸)	6	11	24	21	22	3	16																																																			
税 土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.7	8.2	6.8	12.4																																																			
② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>41</td> <td>168</td> <td>578</td> <td>660</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>696</td> <td>382</td> <td>817</td> <td>827</td> <td>762</td> <td>401</td> <td>1,168</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込み 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成 3 算定根拠については、別紙第3-1～7参照</p>	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7	法人税	0	0	41	168	578	660	151	所得税	696	382	817	827	762	401	1,168																																	
年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7																																																			
法人税	0	0	41	168	578	660	151																																																			
所得税	696	382	817	827	762	401	1,168																																																			

	③ 減収額	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>39</td> <td>134</td> <td>153</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>55</td> <td>63</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>104</td> <td>57</td> <td>123</td> <td>124</td> <td>114</td> <td>60</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込み 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成 3 課税の繰り延べであるため、期間全体を通せば減収とはならない 4 算定根拠については、別紙3-1～7参照</p>	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7	法人税	0	0	10	39	134	153	35	法人住民税	0	0	1	3	9	11	2	法人事業税	0	0	4	16	55	63	15	所得税	104	57	123	124	114	60	175								
	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7																																										
法人税	0	0	10	39	134	153	35																																											
法人住民税	0	0	1	3	9	11	2																																											
法人事業税	0	0	4	16	55	63	15																																											
所得税	104	57	123	124	114	60	175																																											
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>39.5</td> <td>23.2</td> <td>14.6</td> <td>7.8</td> <td>8.5</td> <td>7.5</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込みであり、別紙4-1～4参照 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成</p> <p>○達成目標の変更理由・所期の目標達成状況 令和2年度から令和4年度までの3年間ににおける移転の補償等の見込みは、所期の目標31戸に対し、68戸であり、所期の目標に達した。土地の買入れについては、所期の目標61haに対し、希望のあった63haの手続きを進めていたが、移転希望者と隣接地権者との調整の難航など、移転希望者のやむを得ない事情により46haとなり、所期の目標に達していない。 平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時(平成30年度末時点)で8.4%(30ha)に対し、令和3年度末時点では、30.2%(107ha)と、進捗が図られている。 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、令和7年度までの3年間に令和3年度末までに希望のある建物51戸、土地29.1haの事業用資産の移転等を実施する必要がある、本特例措置の延長を要望する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>16.1</td> <td>7.8</td> <td>13.9</td> <td>7.8</td> <td>8.5</td> <td>7.5</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和4年度以降については見込みであり、別紙4-1～4参照 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成</p>	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7	建物(戸)	10	17	26	25	26	7	18	土地(ha)	39.5	23.2	14.6	7.8	8.5	7.5	13.1	年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7	建物(戸)	6	11	26	25	26	7	18	土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.8	8.5	7.5	13.1
年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7																																											
建物(戸)	10	17	26	25	26	7	18																																											
土地(ha)	39.5	23.2	14.6	7.8	8.5	7.5	13.1																																											
年度 区分	令和元	2	3	4	5	6	7																																											
建物(戸)	6	11	26	25	26	7	18																																											
土地(ha)	16.1	7.8	13.9	7.8	8.5	7.5	13.1																																											

		<p>前回政策評価を実施した令和元年度から令和3年度までの間に建物53戸、土地77.3haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。</p> <p>また、移転等を実施した事業用資産のうち、本特例措置の適用数については以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 建物10戸、土地39.5haのうち、建物6戸、土地16.1ha</li> <li>・令和2年度 建物17戸、土地23.2haのうち、建物11戸、土地7.8ha</li> <li>・令和3年度 建物26戸、土地14.6haのうち、建物26戸、土地13.9ha</li> </ul> <p>令和元年度から3年度までの間に移転の補償等を実施する建物53戸のうち81%にあたる43戸、土地77.3haのうち49%にあたる37.8haが本特例措置を適用していたため、政策効果が発現したと言える。</p> <p>さらに、令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答があった(75%)。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名(83%)が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。</p> <p>よって、適用数のうち、約83%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。</p> <p>また、法人の適用件数は各年度で10件未満と僅少になっているが、本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事業の移転促進のために本特例措置は必要である。</p> <p>事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、航空機騒音障害区域外への移転等を容易にするため、本特例措置は必要である。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは是正する措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性</p> <p>本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非</p>

		等	効率であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
12	有識者の見解		今般の延長については問題ない。 将来的に、移転の促進を図るため移転措置の終期設定について検討しても良いのではないか。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		【事前評価】令和元年8月(R1防衛01)

## 別紙第 1

## 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和 49 年法律第 101 号）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

## 2 平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について（抄）

平成 30 年 12 月 18 日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

## III 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

（以下略）

## VI 防衛力を支える要素

防衛力とその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとと

もに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

## 3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

（以下略）

## 3 中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）について（抄）

平成 30 年 12 月 18 日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

## III 自衛隊の能力等に関する主要事業

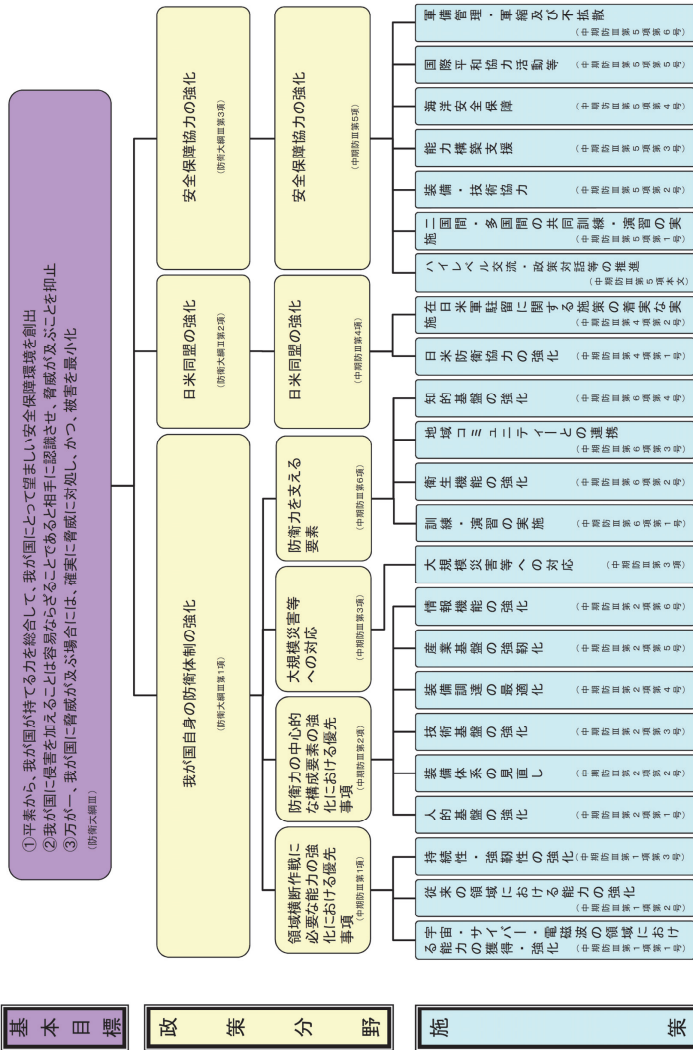
## 6 防衛力の能力発揮のための基盤

## （3）地域コミュニティとの連携

地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

防衛省の政策評価における政策体系



適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和元年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0ha		
② 法人税	0件 0戸 0ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	60件 6戸 16.1ha	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	696百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	0百万円	0百万円×43.2%	④×税率
所得税	104百万円	696百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法  
 適用額【法人税】=(事業用資産移転補償等実績額-取得費※)×圧縮割合(80%)  
 =0千円×95%×80%=0千円=0百万円  
 ※取得費=事業用資産移転補償等実績額×5%  
 【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.2%)  
 【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))  
 【法人事業税】  
 [うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)  
 [うち地方法人特別税]=減収額【事業税】×地方法人特別税率(43.2%)



## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和2年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0 ha		
② 法人税	0件 0戸 0 ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	36件 11戸 7.8 ha	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	382百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	57百万円	382百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

## 3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 0千円 \times 95\% \times 70\% = 0千円 = 0百万円 \end{aligned}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和3年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2件 2戸 0.02 ha		
② 法人税	2件 2戸 0.02 ha	事業用資産移転補償等実績者数	
所得税	47件 24戸 13.9 ha	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	41百万円		
④ 法人税	41百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	817百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	14百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	10百万円	41百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	1百万円	10百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	4百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	3百万円	41百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	1百万円	3百万円×37%	⑨×税率
所得税	123百万円	817百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

## 3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 61,813千円 \times 95\% \times 70\% = 41,106千円 = 41百万円 \end{aligned}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

別紙第3-4

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和4年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3件 4戸 0.1 ha		
② 法人税	3件 4戸 0.1 ha	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	47件 21戸 7.7 ha	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	168百万円		
④ 法人税	168百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	827百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	58百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	39百万円	168百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3百万円	39百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	16百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	12百万円	168百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	4百万円	12百万円×37%	⑨×税率
所得税	124百万円	827百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 252,746 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 168,076 \text{千円} \approx 168 \text{百万円}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和4年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

別紙第3-5

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和5年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	5件 4戸 0.3 ha		
② 法人税	5件 4戸 0.3 ha	令和5年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	53件 22戸 8.2ha	令和5年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	578百万円		
④ 法人税	578百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	762百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	199百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	134百万円	578百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	9百万円	134百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	55百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	40百万円	578百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	15百万円	40百万円×37%	⑨×税率
所得税	114百万円	762百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 868,708 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 577,691 \text{千円} \approx 578 \text{百万円}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和5年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和6年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	5件 4戸 0.7 ha		
② 法人税	5件 4戸 0.7 ha	令和6年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	36件 3戸 6.8 ha	令和6年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	660百万円		
④ 法人税	660百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	401百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	227百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	153百万円	660百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	11百万円	153百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	63百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	46百万円	660百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	17百万円	46百万円×37%	⑨×税率
所得税	60百万円	401百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

## 3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 991,738 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 659,506 \text{千円} \div 660 \text{百万円} \end{aligned}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和6年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

## 適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和7年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3件 2戸 0.7 ha		
② 法人税	3件 2戸 0.7 ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
所得税	50件 16戸 12.4 ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ)	
③ 適用額	151百万円		
④ 法人税	151百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,168百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	52百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	35百万円	151百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	2百万円	35百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	15百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	11百万円	151百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	4百万円	11百万円×37%	⑨×税率
所得税	175百万円	1,168百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成

## 3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等予定額} \times 1 - \text{取得費} \times 2) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 227,681 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 151,408 \text{千円} \div 151 \text{百万円} \end{aligned}$$

※1 事業用資産移転補償等予定額=令和7年度に予定している事業用資産×実績単価

※2 取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{特別法人事業税率}(37\%)$$

別紙第4-1

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和4年度）

令和4年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	2	578
移転希望者2	2	516
移転希望者3	1	2,543
移転希望者4		1,045
移転希望者5		1,402
移転希望者6		160
移転希望者7		832
移転希望者8		3,325
移転希望者9	1	
移転希望者10		7,531
移転希望者11		1,899
移転希望者12		539
移転希望者13		1,903
移転希望者14		18,258
移転希望者15		2,745
移転希望者16		2,457
移転希望者17	1	105
移転希望者18		771
移転希望者19		1,938
移転希望者20		2,919
移転希望者21	13	3,231
移転希望者22	1	84
移転希望者23		1,401
移転希望者24		993
移転希望者25		1,208
移転希望者26	1	414
移転希望者27		133
移転希望者28		394
移転希望者29		318
移転希望者30		238
移転希望者31		2,136
移転希望者32	2	182
移転希望者33		541
移転希望者34		141
移転希望者35		2,259
移転希望者36		3,127
移転希望者37		29
移転希望者38		2,364
移転希望者39		51
移転希望者40		551
移転希望者41		1,759
移転希望者42		1,295
移転希望者43		131
移転希望者44		998
移転希望者45		313
移転希望者46		158
移転希望者47		1,798
移転希望者48	1	
移転希望者49		326
移転希望者50		249
合計	25	78,287

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

別紙第4-2

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和5年度）

令和5年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	1	1,808
移転希望者2		2,280
移転希望者3		220
移転希望者4		1,077
移転希望者5		1,682
移転希望者6		3,456
移転希望者7		2,053
移転希望者8		782
移転希望者9		1,205
移転希望者10		994
移転希望者11		3,963
移転希望者12		552
移転希望者13		268
移転希望者14		682
移転希望者15		574
移転希望者16		982
移転希望者17		654
移転希望者18		3,963
移転希望者19		1,258
移転希望者20		2,013
移転希望者21		1,976
移転希望者22		3,277
移転希望者23		1,925
移転希望者24		7,754
移転希望者25		459
移転希望者26		787
移転希望者27		702
移転希望者28		98
移転希望者29		535
移転希望者30	1	
移転希望者31	1	
移転希望者32		2,178
移転希望者33	8	226
移転希望者34		1,101
移転希望者35		2,267
移転希望者36	6	231
移転希望者37		582
移転希望者38	1	127
移転希望者39	1	140
移転希望者40		55
移転希望者41		115
移転希望者42		451
移転希望者43		471
移転希望者44	1	83
移転希望者45		5,815
移転希望者46		10,236
移転希望者47		812
移転希望者48		474
移転希望者49		585
移転希望者50		870
移転希望者51		1,180
移転希望者52		1,329
移転希望者53		1,198
移転希望者54		202
移転希望者55		3,667
移転希望者56		855
移転希望者57		1,008
移転希望者58	6	1,185
合計	26	85,422

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

## 別紙第4-3

## 事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和6年度）

令和6年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	1	123
移転希望者2	1	72
移転希望者3		855
移転希望者4		2,035
移転希望者5	1	87
移転希望者6	1	76
移転希望者7	1	74
移転希望者8	2	205
移転希望者9		2,032
移転希望者10		1,117
移転希望者11		9,692
移転希望者12		155
移転希望者13		6,817
移転希望者14		99
移転希望者15		164
移転希望者16		633
移転希望者17		128
移転希望者18		393
移転希望者19		1,569
移転希望者20		715
移転希望者21		1,873
移転希望者22		1,178
移転希望者23		539
移転希望者24		711
移転希望者25		1,222
移転希望者26		287
移転希望者27		578
移転希望者28		3,666
移転希望者29		5,837
移転希望者30		6,729
移転希望者31		4,045
移転希望者32		6,967
移転希望者33		2,292
移転希望者34		2,909
移転希望者35		2,134
移転希望者36		213
移転希望者37		529
移転希望者38		267
移転希望者39		1,240
移転希望者40		2,930
移転希望者41		1,523
合計	7	74,709

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

## 別紙第4-4

## 事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和7年度）

令和7年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		1,959
移転希望者2		4,493
移転希望者3		6,143
移転希望者4		1,834
移転希望者5		1,436
移転希望者6		2,576
移転希望者7		8,062
移転希望者8		13,451
移転希望者9		6,566
移転希望者10		10,844
移転希望者11		2,992
移転希望者12		39
移転希望者13		879
移転希望者14		1,029
移転希望者15		4,469
移転希望者16	1	250
移転希望者17	6	1,884
移転希望者18	1	827
移転希望者19	2	649
移転希望者20		1,388
移転希望者21	6	331
移転希望者22	1	185
移転希望者23		2,066
移転希望者24		4,868
移転希望者25		3,045
移転希望者26		2,391
移転希望者27		807
移転希望者28		1,953
移転希望者29		1,098
移転希望者30		1,226
移転希望者31		1,643
移転希望者32		2,839
移転希望者33		337
移転希望者34		2,131
移転希望者35		2,717
移転希望者36		1,998
移転希望者37		403
移転希望者38		561
移転希望者39		361
移転希望者40		1,105
移転希望者41		716
移転希望者42		978
移転希望者43		1,423
移転希望者44		1,680
移転希望者45		4,255
移転希望者46		4,856
移転希望者47		300
移転希望者48		48
移転希望者49		88
移転希望者50	1	100
移転希望者51		6,865
移転希望者52		2,715
移転希望者53		2,769
合計	18	130,627

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。